

組合員の皆さまへ

大阪府電設工業健康保険組合

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について

日頃より健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われました。

これを踏まえ、19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定要件が下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

記

《変更内容》

適用年月日	令和7年10月1日
対象者	19歳以上23歳未満の認定対象者（被保険者の配偶者を除く）
年間収入	150万円未満
年齢要件	その年の12月31日時点の年齢で判定 ※年齢は民法上、誕生日の前日に加算されるため、誕生日が1月1日の方は12月31日において年齢が加算されることとなりますのでご注意ください。

※ その他の認定要件については変更ありません。

○ この取扱いについて厚生労働省から発出されたQ&Aを添付いたしますのでご確認ください。

上記についてご不明な点がございましたら 当組合 業務課 までお問い合わせください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課
TEL：06-6385-2851